

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年3月5日認可した。

平成25年3月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市塩江町土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい排水事業）塩江地区来栖線
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）音川地区